

2019年9月20日

お客様各位

遠軽信用金庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金規定の改定について

当金庫では、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2019年12月2日（月）より、預金規定を下記のとおり改定させていただくこととなりましたので、ご案内申し上げます。

規定改定後は、新規取引開始時にお取引内容やお客様に関する情報等を詳細に確認させていただく場合がございます。また、既にお取引のあるお客様につきましても、お取引の内容や状況等について、再度ご確認させていただく場合がございます。その際の確認にあたりましては、各種書類等のご提示をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いいたします。

なお、当金庫からの各種質問へのご回答やご依頼した資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限等させていただく場合がございます。

改定後の規定につきましては、本改定前よりお取引いただいているお客様にも適用させていただきます。

## 記

### 1. 改定日

2019年12月2日（月）

### 2. 改定の対象となる預金規定等

- (1) 当座勘定規定（一般用）
- (2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）
- (3) 流動性預金規定集
  - ・ 普通預金規定【個人用】
  - ・ 普通預金規定
  - ・ 決済用預金（普通預金無利息型）規定【個人用】
  - ・ 決済用預金（普通預金無利息型）規定
  - ・ 貯蓄預金規定
  - ・ 納税準備預金規定【個人用】
  - ・ 納税準備預金規定

### 3. 主な改定内容

以下の条項を新設・追加いたします。

当座勘定規定（一般用）・当座勘定規定（専用約束手形口用）・流動性預金規定集（普通預金規定【個人用】・普通預金規定・決済用預金（普通預金無利息型）規定【個人用】・決済用預金（普通預金無利息型）規定・貯蓄預金規定・納税準備預金規定【個人用】・納税準備預金規定）に「取引制限」条項を新設

（取引の制限等）

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 1年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等預金取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 第1項から第4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

流動性預金規定集（普通預金規定【個人用】・普通預金規定・決済用預金（普通預金無利息型）規定【個人用】・決済用預金（普通預金無利息型）規定・貯蓄預金規定・納税準備預金規定【個人用】・納税準備預金規定）の「解約等」条項に下線部を追加

（解約等）

(1) 省略

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①～③省略

④ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第10条（※）第1項もしくは第2項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合

⑤ 第10条（※）第1項から第3項までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解消されない場合

⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

(3)～(5) 省略

※普通預金規定【個人用】、決済用預金（普通預金無利息型）規定【個人用】、納税準備預金規定は第11条、貯蓄預金規定、納税準備預金規定【個人用】は第12条となります。